

特定建築物定期調査業務仕様書

1. 件名 特定建築物定期調査業務（市内 8 小学校及び 3 中学校）

2. 点検施設一覧

名称	住所	対象物	面積
片塩小学校	大和高田市旭北町 2 番 1 号	校舎	5,237.0 m ²
高田小学校	大和高田市大中東町 5 番 1 5 号	校舎・屋内運動場	7,873.0 m ²
土庫小学校	大和高田市土庫 3 丁目 2 番 6 1 号	校舎	3,368.0 m ²
浮孔小学校	大和高田市中三倉堂 2 丁目 5 番 4 3 号	校舎	4,551.0 m ²
磐園小学校	大和高田市大字有井 1 番地	校舎	4,843.0 m ²
陵西小学校	大和高田市大字池田 3 番地	校舎	4,813.0 m ²
菅原小学校	大和高田市大字根成柿 4 3 6 番地	校舎	5,133.0 m ²
浮孔西小学校	大和高田市曾大根 1 丁目 5 番 1 号	校舎	4,937.0 m ²
高田中学校	大和高田市大中東町 5 番 4 8 号	校舎	7,609.0 m ²
片塩中学校	大和高田市中三倉堂 2 丁目 9 番 2 8 号	校舎	10,621.0 m ²
高田西中学校	大和高田市大字池田 3 3 0 番地	校舎	7,077.0 m ²

3. 業務委託内容

（1）業務

建築基準法第 12 条の規定に基づき、特定建築物の定期調査報告に必要な調査の実施及び奈良県への報告に伴う報告済証受理までの対応業務。報告済証とは、報告書の内容を奈良県が確認のうえ発出するものであり、報告書提出時の受領票とは異なる。

（2）調査基準

調査業務は、一般財団法人日本建築防災協会・著「特定建築物定期調査業務基準」（2025 年改訂版）に基づき、行うこととする。

（3）調査資格

一級建築士もしくは二級建築士または特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者。

4. 業務委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（1）令和 8 年 1 月 6 日までに、大和高田市教育委員会事務局教育部教育総務課（以下「教育総務課」という。）へ調査結果に基づく報告書及び実地調査内容について説明すること。

（2）令和 8 年 1 月 4 日までに、奈良県へ報告書を提出すること。

5. 資料の貸与

大和高田市が保有する資料は、資料借用書の作成をもって受託者へ無償貸与する。ただし、万一資料に損傷を与えた場合は受託者の責任の下修復すること。

業務完了後は貸与資料を速やかに返却すること。なお、貸与資料については、履行期限内であっても、教育総務課が返却を求めた場合は、速やかに返却すること。

6. 調査

- (1) 調査業務は必ず対象施設に調査員を派遣し、実地調査を行うこと。
- (2) 調査日時等については、委託期間内で対象施設管理者（各学校長又は教頭）と直接協議のうえ決定し、調査業務実施日程表を教育総務課へ提出すること。
- (3) 受託者は、対象施設での実地調査完了後、対象施設管理者に完了報告と確認印をもらうこと。

7. 報告

受託者は、奈良県へ報告書を提出する前に、必ず教育総務課に報告書及び実地調査内容について直接説明を行い、報告書の確認期間を設けること。

疑義事項等により追加対応が必要となった場合は、速やかに対応のうえ、教育総務課が再度確認したうえで奈良県へ報告書を提出すること。

8. その他留意点等

- (1) 作業実施中に各学校施設に損害を生じさせた場合は、受託者はその責を負い、速やかに復旧しなければならない。
- (2) 受託者は業務について、疑義が生じた場合は速やかに教育総務課と協議を行うこと。
- (3) 受託者は点検の結果、設備の維持上有害な事項その他故障を発見したときは、速やかに教育総務課に報告すること。
- (4) 業務完了後、不明箇所が生じた場合は、必要に応じて補足説明等の措置をとること。

特定建築物定期調査業務 実施日程表

受託者は、調査実施前に各校へ確認をとり、下記調査日を記入の上、教育総務課まで提出してください。

大和高田市教育総務課 行

学校名	調査日				備考
片塩小学校	月	日	から	月 日 まで	
高田小学校	月	日	から	月 日 まで	
土庫小学校	月	日	から	月 日 まで	
浮孔小学校	月	日	から	月 日 まで	
磐園小学校	月	日	から	月 日 まで	
陵西小学校	月	日	から	月 日 まで	
菅原小学校	月	日	から	月 日 まで	
浮孔西小学校	月	日	から	月 日 まで	
高田中学校	月	日	から	月 日 まで	
片塩中学校	月	日	から	月 日 まで	
高田西中学校	月	日	から	月 日 まで	

令和 年 月 日

住 所：

商号又は名称：

代 表 者 氏 名：